

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土整備部下水道課

法令名	浄化槽法			法令番号	昭和58年法律第43号		
手続名	定期検査についての改善命令			根拠条項	法第12条の2第3項		
処分基準	<p>以下の要件に該当する場合、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>浄化槽管理者が、当該浄化槽に関し、毎年1回、知事が指定する指定検査機関の行う水質に関する検査を受けていない場合において、知事が生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認め、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告を受けた当該浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次 No.